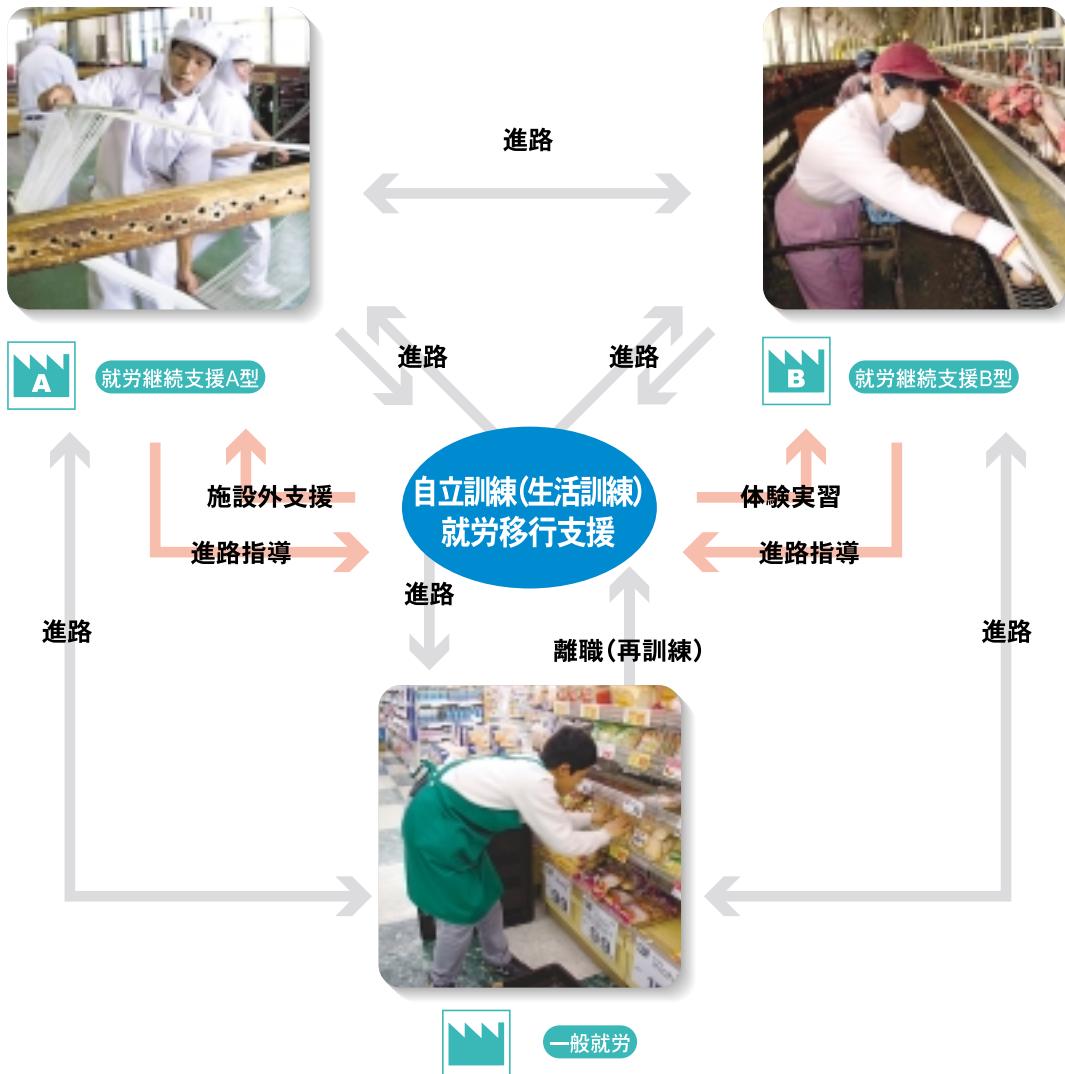


就労継続支援事業所との効果的連携

就労継続支援事業所を、地域資源の一つとして捉え、段階的訓練カリキュラムと照らし合わせて活用します。



1 体力強化、基本的労働習慣の確立としての活用

基礎訓練期（前期・後期）における体力強化、基本的労働習慣の確立を目的とした体験実習を実施します。

自立訓練(生活訓練)

就労継続支援 B型

2 個別実習（施設外支援）としての活用

実践訓練期（就労移行支援）の初期段階において、個別実習（施設外支援）という形で就労継続支援 A型での職場体験実習を実施します。A型事業所は、障がい者の保護的雇用の場です。障がいのある仲間が多くいて、福祉の専門職員がいるため、単独での実習に不安のある方にも有効です。

就労移行支援

就労継続支援 A型

3 就労継続支援事業所利用者の次なる進路としての活用

就労継続支援（A型・B型）事業所から直接一般事業所への移行を希望される方に対して、就労移行支援が取り組んでいる一般事業所での体験実習を通じ職業意識・職業技能を身につけます。

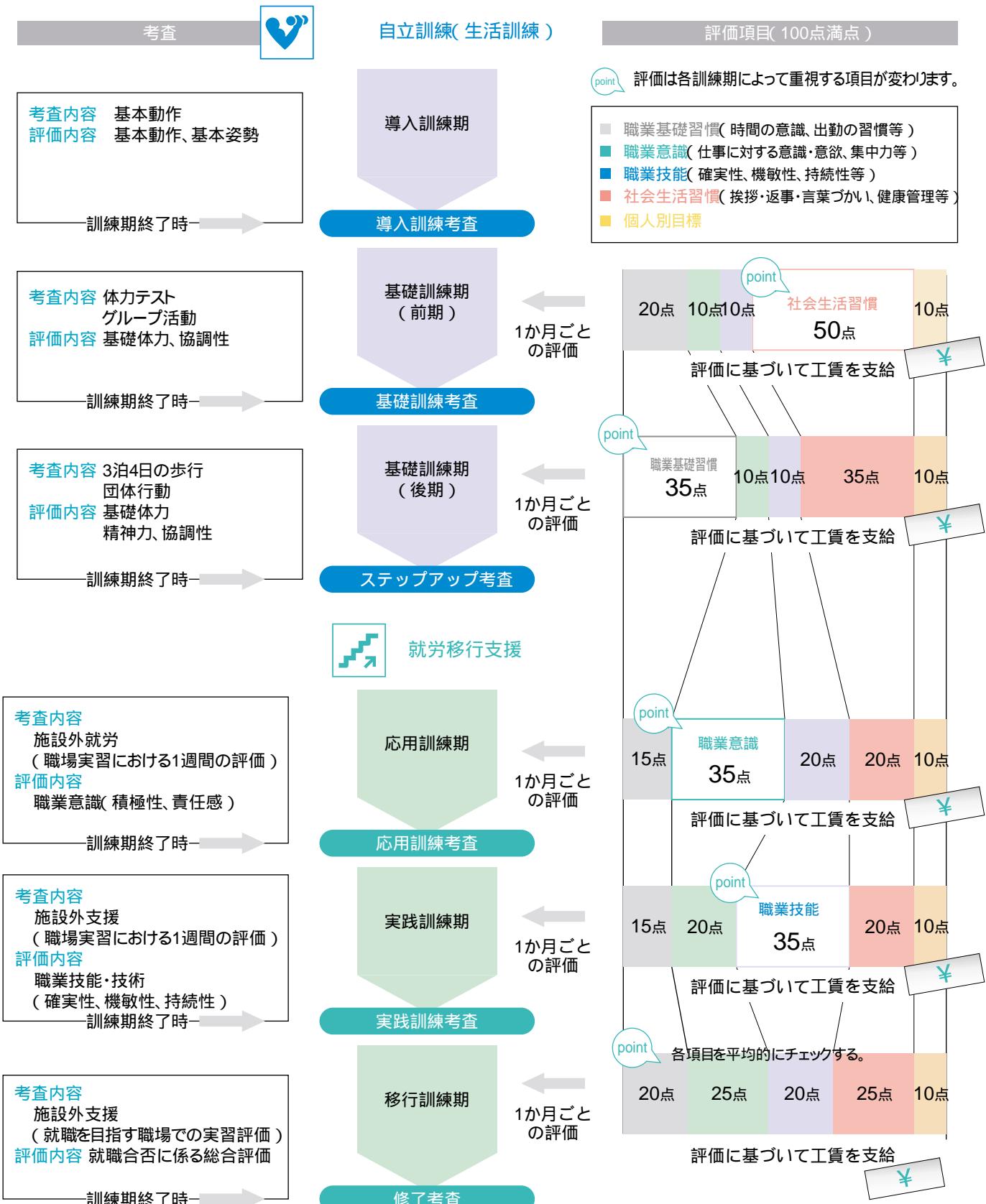
就労継続支援 A型

就労継続支援 B型

就労移行支援

訓練効果を高めるための評価・検査について

日頃の訓練だけでは、なかなか意欲が高まらなかったり、意識の継続が出来なかったりします。そこで訓練の効果を上げるために、毎月の評価とそれに基づく工賃の支給、また、各訓練期から次の訓練期へステップアップする時、その訓練期ごとに求める能力が目標に達しているかどうかの考查（試験）を行います。



評価表

〔例〕

基礎訓練期（前期）
の場合

評価表 基礎訓練期（前期）			
年	月	日	氏名
項目			点数
社会生活習慣	1	生活習慣【洗面、はみがき、身だしなみ】が身についている	5
	2	あいさつ、へんじ、ことばづかい、マナーなどが、きちんとできる	5
	3	おかしいこと【他の人から、変に思われるようなこと】をしない	5
	4	規則、【日課、当番など】をまもれる	5
	5	悪いこと【ぬすみ、けんか、ぼうりょく、うそをいう、男女のルールなど】をしない	5
	6	弱い者いじめなどなく、おもいやりの気持ちがある	5
	7	かんしゃくをおこさず、おちついで生活できる	5
	8	感謝の気持ちがある	5
	9	だいじなことは、きちんと相談できる	5
	10	自分で健康管理ができて、たべすぎ、すきらいをしない	5
職業基礎習慣	11	規律【作業場のきまり、約束ごとをまもれる】	5
	12	安定性【やすやすと出動できる。おちついで作業をつづけられる】	5
	13	安全性【安全に作業ができる。あぶない物がわかる】	5
	14	道真【道具を大切にする。準備、かたづけがきちんとできる】	5
	15	積極性【作業を自分からはずすんで、やる気をもってできる】	5
	16	忍耐力【いやな作業でもがまんづよくできる】	5
	17	確実性【作業が確実にきちんとできる】	5
	18	持続性【作業を続けるための体力がある】	5
個人目標・努力点〔 〕			10
合計			100

各訓練期ごとに、目的に応じ評価項目が変わります。詳しくは参考資料（p44～）参照。

評価・工賃の支給

毎月、訓練期ごとの評価表に基づいて採点します。



その評価に基づき、工賃を支給します。潜在的な違いがあるため、+ で本人の努力の度合い・成長度も評価します。努力した分だけ評価が上がり、工賃も上がる。また逆に頑張りが足りなかったりトラブルがあったりした場合は評価も下がり、工賃も下がります。分かりやすいために、訓練への意識も高まりやすいです。

工賃の支給に際しては、評価の明細票と一緒に渡し、努力でき良かった点と、課題点から見えてくる今後の目標を確認します。

また、訓練への意識づけ以外にも、金銭管理の学習や、楽しく使うことを体験させることで、就職への動機づけにつながり有効です。

ステップアップ考查

自立訓練（生活訓練）から就労移行支援へステップアップするための節目にステップアップ考查を実施します。

3泊4日の日程で島原半島140kmを歩きます。リーダーを中心とした小グループごとの活動を通し、一人ひとりの評価を行います。

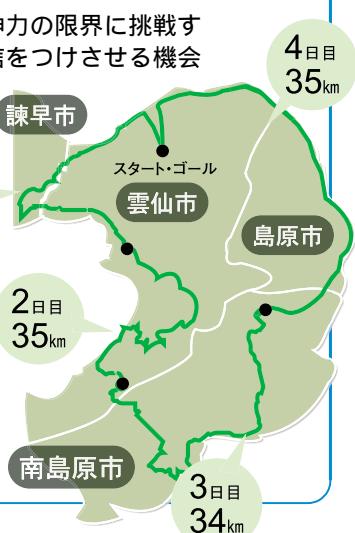
これまでの自立訓練（生活訓練）において、求める個々人の目標に対し、それぞれの達成度を明確にすると共に、課題点については、集中的に指導を行い、改善することで、最低限身に付けておくべきレベルまで引き上げる機会とします。

利用者にとっては、体力と精神力の限界に挑戦する事で、就労にあたっての自信をつけさせる機会となります。

今後、社会の中で困難にぶつかった時に乗り越える力となります。

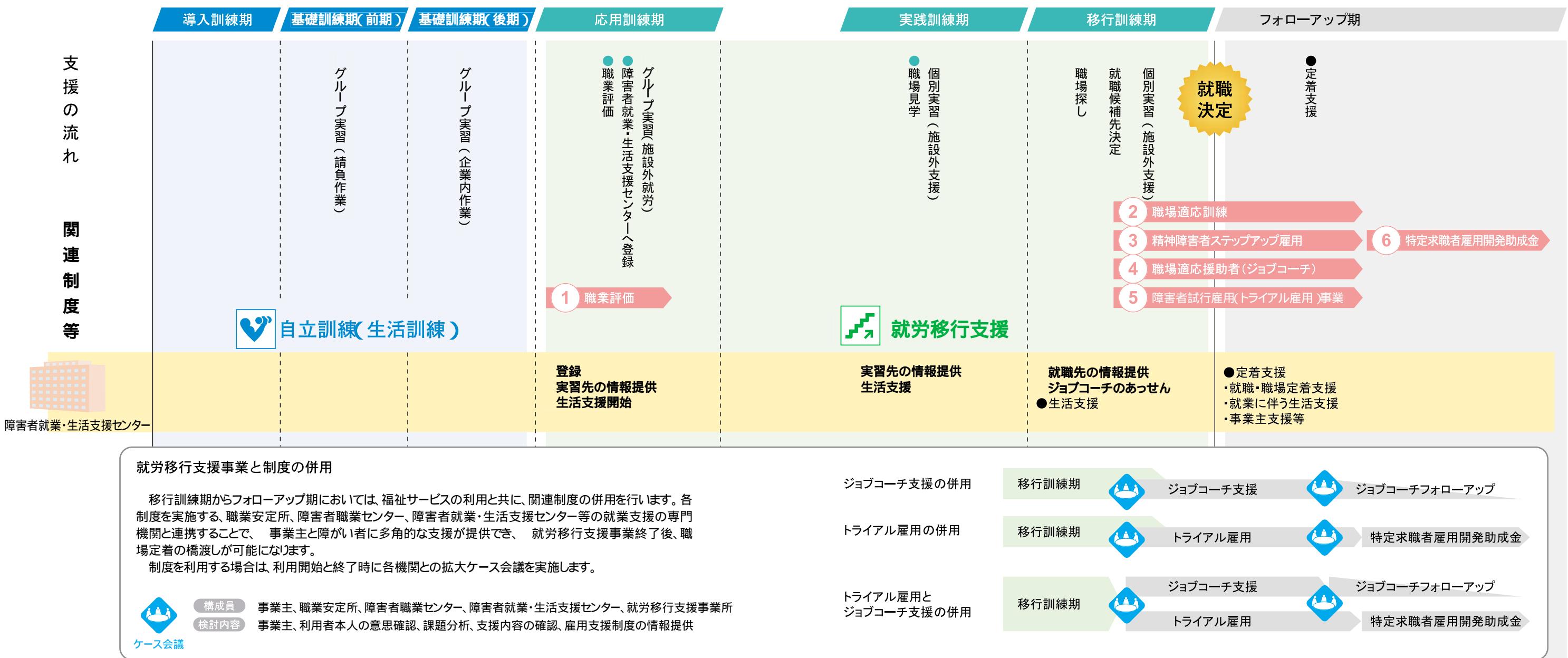


一丸となってゴールを目指します。



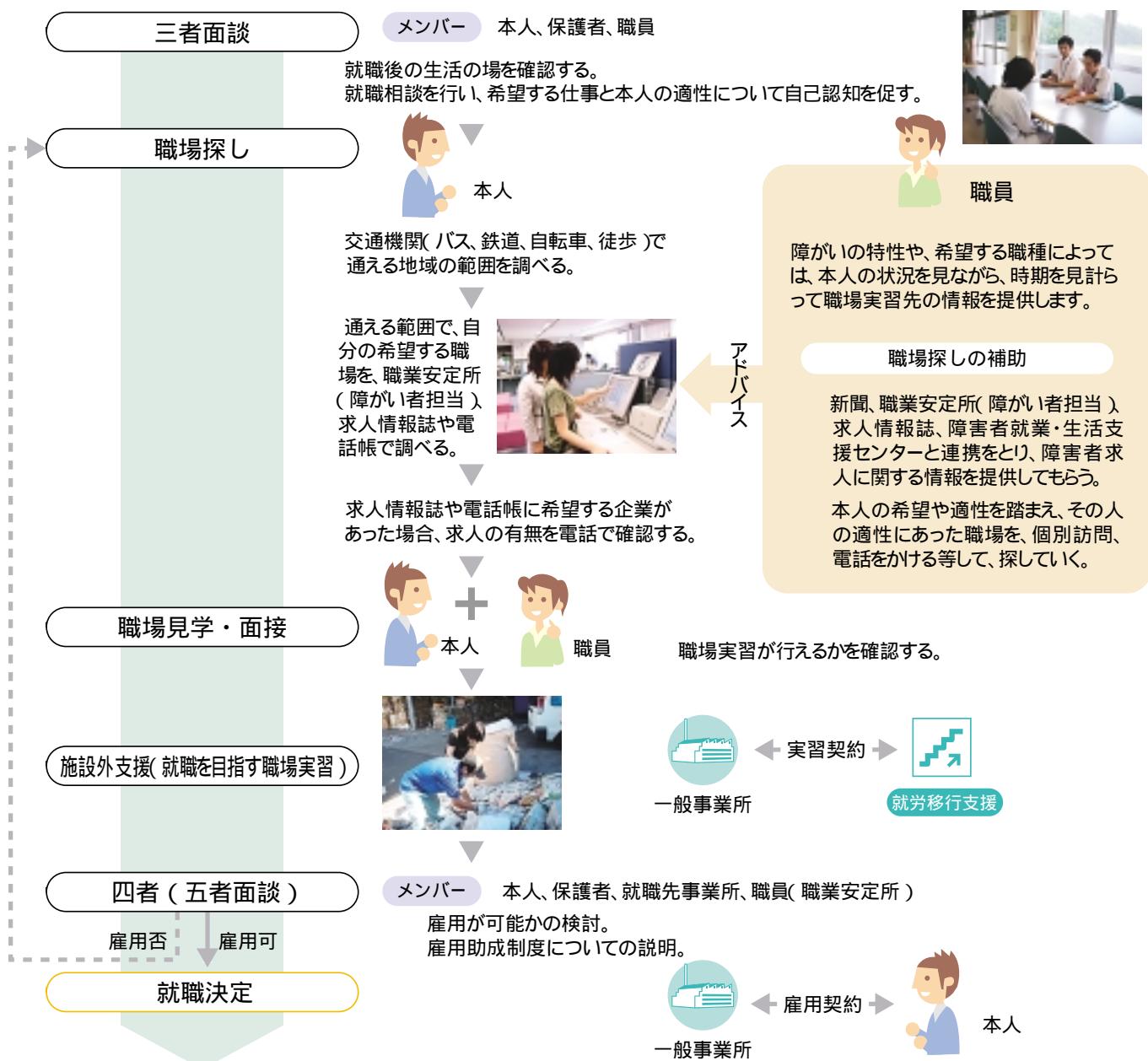
関連制度

1 職業評価	2 職場適応訓練	3 精神障害者ステップアップ雇用	4 職場適応援助者(ジョブコーチ)	5 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業	6 特定求職者雇用開発助成金
<p>職業の適性検査を行い、どんな仕事に興味があるのか、仕事に就くための準備がどの程度整っているのかを把握し、職業リハビリテーション計画を策定します。</p> <p>障害者職業センター 問合せ先 職業安定所(ハローワーク)</p>	<p>就職を前提として行う実地訓練です。職場の環境に適応することを容易にし、スムーズな就職につなげることを目的とします。事業主と訓練生には、委託費と訓練手当が支給されます。</p> <p>期間 6か月(中小企業及び重度障がい者の場合は1年以内) 費用 事業主へ 訓練生1人につき月額24,000円(重度障がい者の場合25,000円)の委託費 訓練生へ 訓練手当</p> <p>職業安定所(ハローワーク) 問合せ先</p>	<p>精神障がいのある方を試行的に雇用し、一定の期間をかけて職場への適応状況等に合わせて徐々に就業時間を延長していく事業です。</p> <p>事業主と精神障がいのある方の相互理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ります。</p> <p>期間 3か月~12か月 費用 事業主へ 障がい者1人につき月額25,000円の奨励金</p> <p>職業安定所(ハローワーク) 問合せ先</p>	<p>障がい者が円滑に職場に適応できるように、地域の障害者職業センター等から援助者が一定期間職場に出向いて、支援を行います。本人への直接的・専門的支援だけでなく、事業主や職場の同僚に対しても障がいを理解してもらうための助言やアドバイスを行い、共に働きやすい職場環境をつくります。就職後も定期的に職場を訪問し、フォローアップを行います。</p> <p>障害者職業センター 職業安定所(ハローワーク)</p>	<p>3か月間の試験的な雇用です。障がい者雇用に対する不安を軽減し、就職にあたって事業主と障がい者相互の理解を深めることを目的にしています。契約終了後の雇用は義務付けられていません。</p> <p>期間 3か月 費用 事業主へ 障がい者1人につき1か月40,000円の奨励金</p> <p>職業安定所(ハローワーク) 問合せ先</p>	<p>新規に雇い入れた障がい者に対して、1年ないし1年半の期間、給与の一部を助成する制度です。助成にあたっては、当該雇い入れ前後6か月間において、事業所で雇用する雇用保険被保険者を事業主の都合で解雇したことがないことをはじめとする一定の条件があります。</p> <p>職業安定所(ハローワーク) 雇用支援協会</p>



職場探しへの支援

職場探しにあたっては、利用者の希望と現実のギャップを埋めて「納得」して就職できるように、できるだけ本人主体で職探しを行うことをポイントに支援します。



Point 1 本人主体の職探し

職場定着の鍵は、本人の希望と職場のマッチングであるため、本人が納得した就労へのステップとして職探しは重要なとなります。例えば本人が保育士やトラックの運転手になりたいという希望を持っていた場合、本人が職探しの中で実際の事業所に向き、そこで資格や免許証が必要ということに気付く体験に導くなどが大切です。

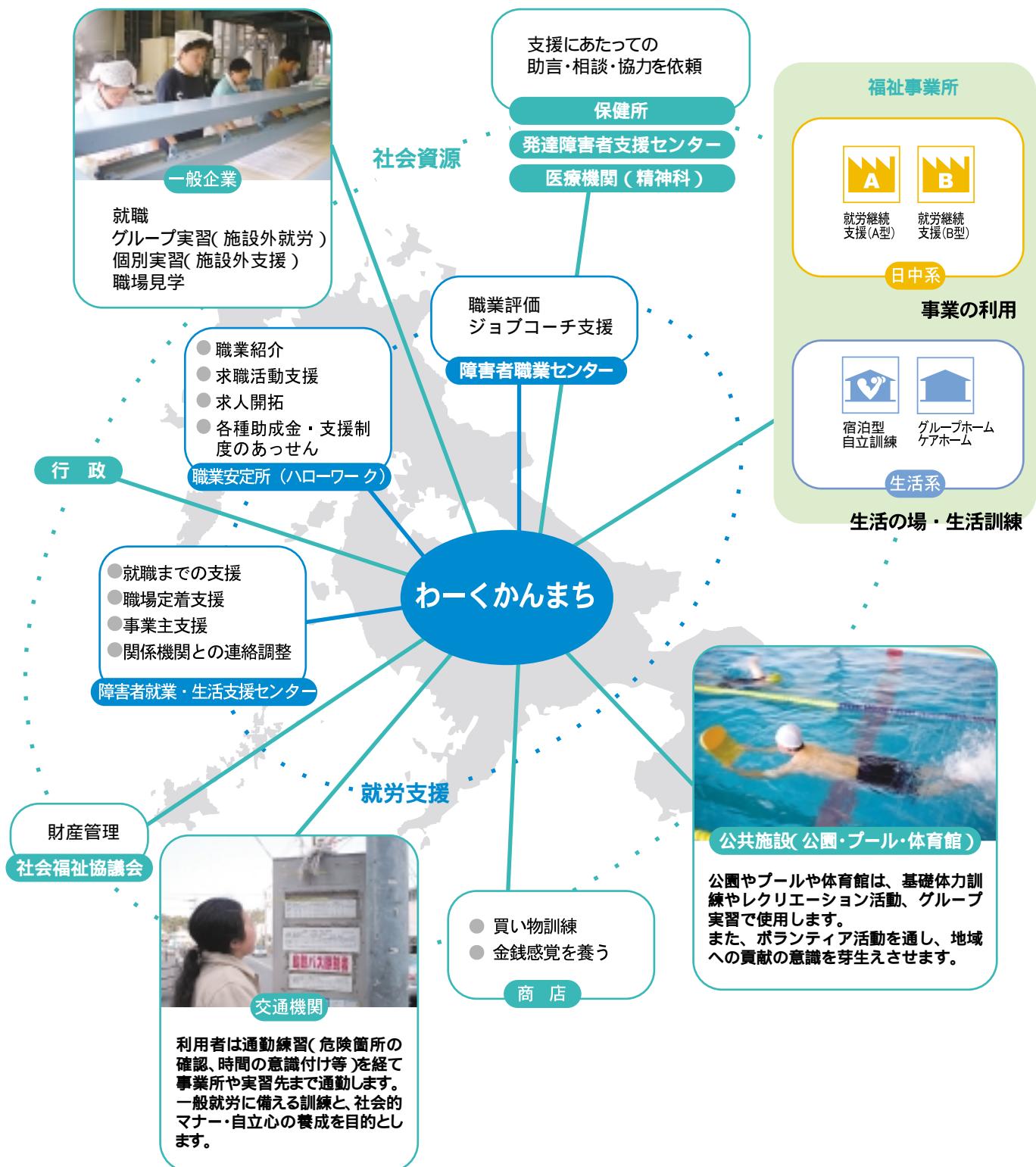
Point 2 職場実習でマッチングを図る

職場実習を行うことで、本人と職場とのマッチング状況の確認もでき、事業所側の障がい者雇用への不安を取り除くことが出来ます。

「わーくかんまち」を取り巻くネットワーク

町の中には就労移行支援で利用できるたくさんの社会資源があります。

社会資源を活用した「ふつうの場所」での訓練は、就職後を想定した訓練が行えるだけでなく、実際的な訓練を行うことで、職業意欲も培われます。



生活面との一体的トレーニング

社会で長く働く為に大切なのが安定した日常生活です。

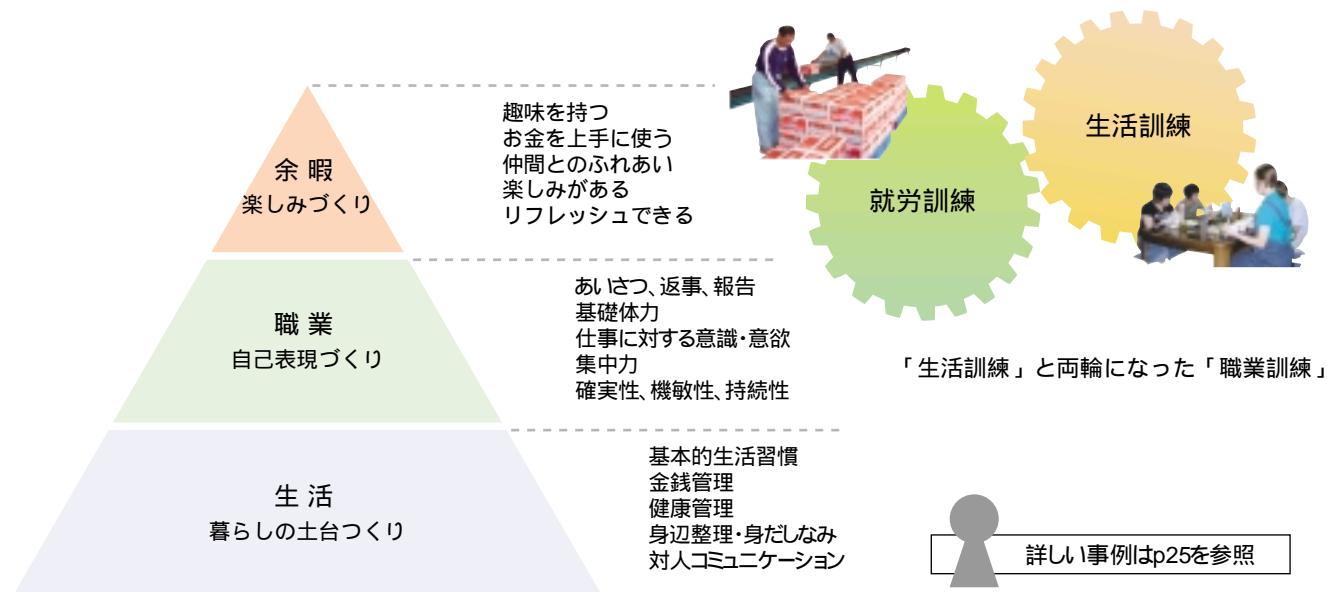
コロニー雲仙では就労移行訓練と合わせて、生活訓練事業所と連携し、一体的な生活訓練を行います。

定着するための働く三要素

就労移行支援で大切なことは、一人ひとりの希望と適性にあった、一般就労への実現とその後の長い職場定着を目指すことです。

社会の中で長く働くためには、安定した日常生活が基盤となります。一日の暮らしの土台である生活面が安定しないと、職場でのトラブルへつながり、離職へつながることも多くあります。

そこで就労移行訓練と一体的に生活面も訓練することが重要な鍵となります。



Point 1

職業的生活習慣の確立

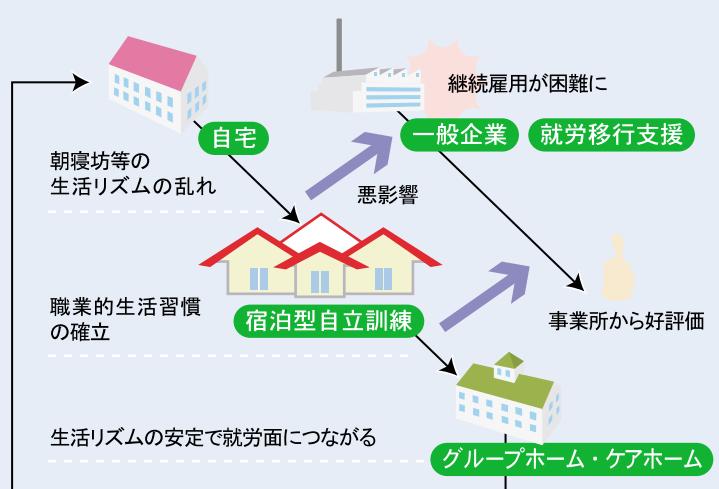
障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、また生活系事業所（グループホーム、ケアホーム、宿泊型自立訓練）と連携を図り、一般就労にあたって求められる基本的生活習慣の確立を目指します。生活訓練が必要な在宅や単身生活の方は宿泊型自立訓練の利用も有効です。「一般就労」という同じ目標を目指す、あるいは既に達成をした他の利用者との集団生活は、訓練面だけでなく、より高い意識を引き出すという点からも効果的です。

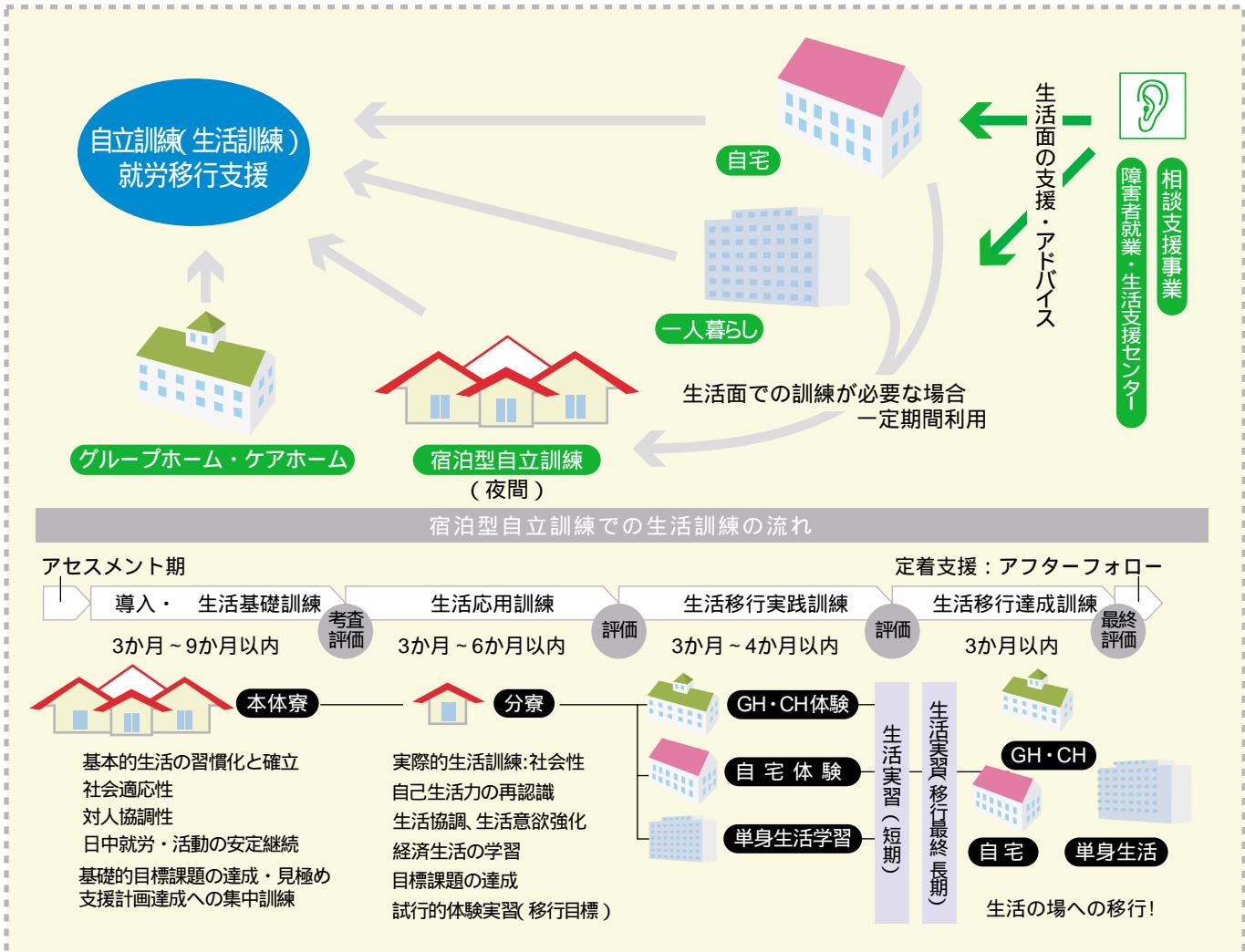
福祉的支援の実際 基本的生活習慣の確立

Aさんは手先が器用で飲み込みも早く、作業面の評価はとても良好です。しかし朝寝坊が多く遅刻が続いている状況では雇用継続は難しいと事業所から声があがりました。そこで、宿泊型自立訓練において、就寝から起床までの生活リズムを整え、基本的生活習慣の確立のため訓練を行いました。

Aさんは訓練を経る中で、生活リズムが少しずつ定着していき、事業所からもよい評価をされるようになりました。

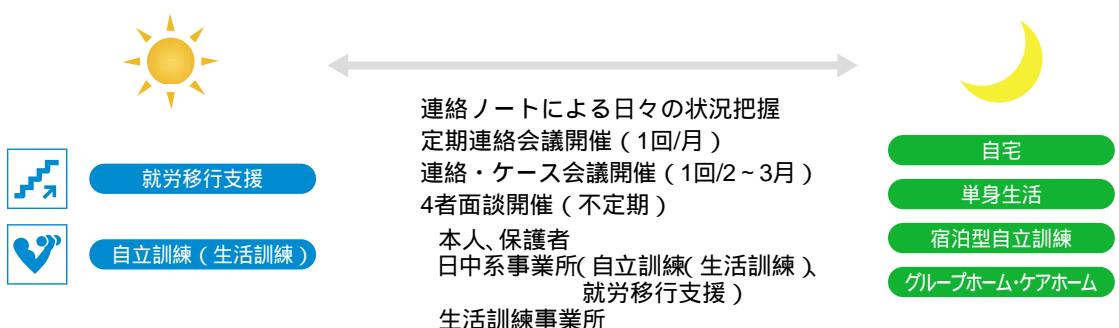
その後、Aさんはグループホームの生活に移られましたが、グループホームにおいても、生活リズムの安定を主点に、生活面の支援を継続しています。





Point 2 連携のポイント

支援にあたっては、日中と生活の事業所が課題点を共有し、プランニングしていくことが重要になります。



Point 3 より豊かな生活に向けた余暇活動の充実

豊かな地域生活を送るということは、仕事と生活の安定だけではありません。余暇活動や男女交際等、人が暮らしていくなかでの生きがい、楽しみというのも不可欠です。

コロニー雲仙では、一般地域サポーターを講師に招いてのクラブ活動や、結婚・お付き合いを相談する結婚相談室を準備し豊かな生活を応援しています。それが職業にも相乗効果が現れ、ハリのある充実した個性的な生活へと発展していきます。



和太鼓クラブ「一心太鼓」。45の余暇活動グループを支援している。